

「容器」や「包装」を使って商品を売ったり、  
「容器」をつくっているみなさんへ

# あなたの役割 果たしていますか？

## 容器包装リサイクル法

一部でも関わっている事業は？

容器・包装を利用する  
中身製造事業者



- 食品、清涼飲料、  
酒類、石けん、塗料、医薬品、  
化粧品などの製造事業者

容器の製造事業者



- ガラスびん、  
PETボトル、紙箱、  
袋などの製造事業者

小売・卸売事業者



- 商品を販売する  
際に容器や包装を  
利用する事業者

輸入事業者



- 容器の輸入、  
容器や包装が付いた商品の輸入、  
輸入後に容器や包装を  
付ける場合、など

学校法人、宗教法人、  
テイクアウトができる  
飲食店など



はい

事業規模は？

製造業等

売上高 **2億4,000万円超** または 従業員 **21人以上**

商業、サービス業

売上高 **7,000万円超** または 従業員 **6人以上**

はい

容器包装の素材は？

ガラスびん

PETボトル

紙

プラスチック

はい

[リサイクル(再商品化)の義務]を負う可能性があります

はい

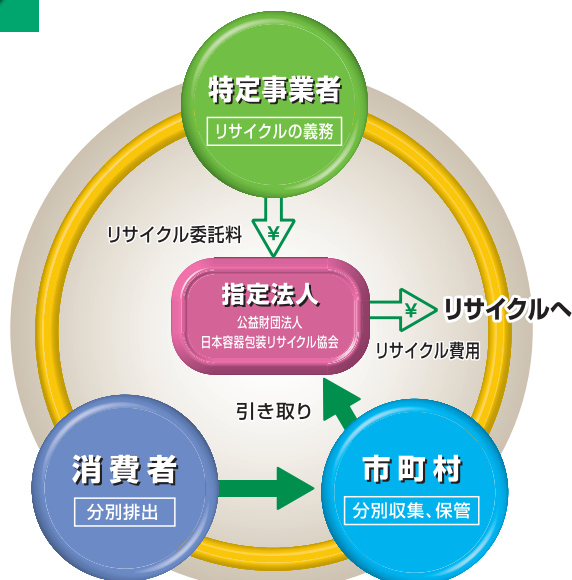
裏面の  
【お申し込み方法・お問い合わせ先】  
をご覧ください

# リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつつ、  
それぞれの役割を分担する ——  
それが、「容器包装リサイクル法」<sup>\*</sup>の基本理念です。  
事業者の役割は、「リサイクル(再商品化)の義務」。  
リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。  
リサイクルの委託契約は、指定法人である  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

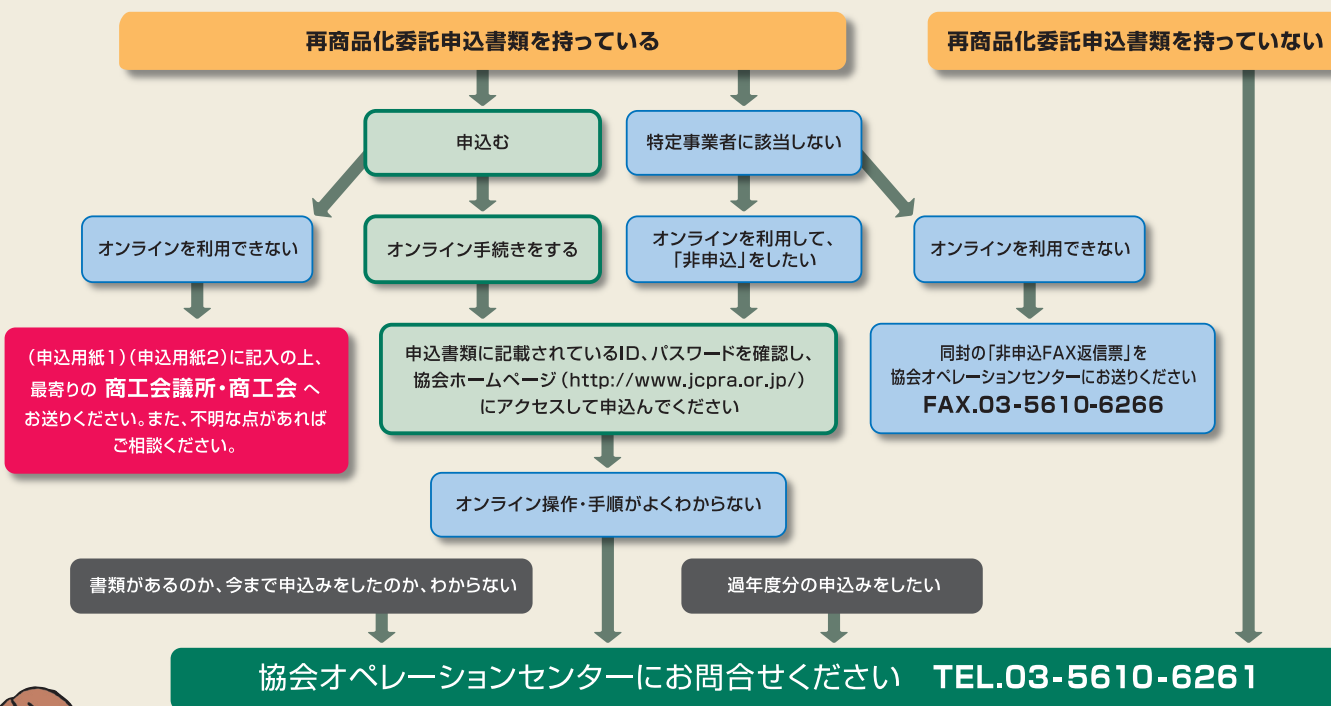
- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。
- 帳簿記載の義務があります。  
【推奨記載例:パンフレット「容器包装リサイクル法(経済産業省)」のP14-15  
[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/youri\\_0612.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/youri_0612.pdf)】

※1 「容器包装リサイクル法」は、家庭からでるごみの約60%(容積比)を占める容器・包装ごみを  
資源に転らせ、未来の地球を守るため、平成7年6月に公布、12年4月より完全施行されました。  
2 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。  
3 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、  
包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



## お申込み方法・お問合せ先

再商品化委託申込について、①“再商品化委託契約申込書”を**各地商工会議所・商工会**へ提出する方法、  
もしくは、②インターネットを通じて申込む方法のいずれかを選択することができます。なお、初めての申込みの  
場合には、①の**各地商工会議所・商工会**の相談窓口でご相談することをお勧めします。



法律の内容、しくみなどが、  
よくわからない

協会コールセンターにお問合せください TEL.03-5251-4870  
または協会ホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)をご覧ください

当協会における問合せ受付時間はオペレーションセンター、コールセンターともに 9:30~17:30です。(土日祝日、年末年始休業期間を除く)

ご注意  
ください

- 小規模事業者等、非申込みに該当する場合でも、非申込みの手続きが必要となります。
- 過年度分の申込み間違いに気が付き、その分の委託費用について返還を請求していただいても返還することはできません(その年度内の申込みであれば可能です)。  
再商品化事業は、単年度、単年度で事業が完結され、契約が終了となります。運営上の原則ですので、申込みの際は間違いのないよう充分にご注意ください。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

<http://www.jcpra.or.jp/>